

奈良県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十八年十月十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
介護老人保健施設大和三山	橿原市膳夫町四七七番一七
特別養護老人ホームバンデ（絆）	橿原市東竹田町一〇四番一